

旅行業実務シリーズ 5 2016 年度版「出入国法令と実務」

上記書籍の発刊後に記載事項の改訂および訂正が生じたのでご案内申し上げます。あわせて、下記の通り訂正の上、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

(株) JTB 総合研究所
2016 年 05 月 10 日作成

1. 身元確認書類について (テキスト-P18)

旅券法施行規則の改正により、住民基本台帳カード (写真付) は個人番号 (マイナンバー) カードに変更されましたが、特例 (附則) により 有効な住民基本台帳カード (写真付) は、旅券申請・受領時等の身元確認書類 (一つで身元を確認できるもの) と認められています。 (追加記載をお願いします。)

2. 米国査証免除プログラムの改定

アメリカ大使館より「ビザ免除プログラムの改定およびテロリスト渡航防止法」の一部改訂による渡航制限が追加発表されました。

テキスト掲載箇所	改訂内容	
P44 ①米国査証免除 7) の項 (追記)	現行	7) 2011 年 3 月 1 日以降イラン、イラク、スーダンまたはシリアに渡航または滞在したことがないこと。
	改訂	7) 2011 年 3 月 1 日以降イラン、イラク、スーダンまたはシリアおよびリビア、ソマリア、イエメンの 7 カ国に渡航または滞在したことがないこと。
P45 ②グアム・北マリアナ (CNMI) 査証免除 7) の項 (追記)	現行	7) ESTA は不要
	改訂	7) ESTA は不要。なお、既に ESTA を保持している旅行者は、ESTA での入国が優先され、グアム・北マリアナ査証免除プログラムは利用できない。 (現在のところグアム・北マリアナ諸島査証免除プログラムの条件は、今回は改定されない。しかしグアム観光局では、前述の 7 カ国への渡航・滞在者の入国可否判断は入国係官にゆだねられるため、事前の査証取得を勧めている。)

*今後さらなる条件の変更もあり得ますので、ご注意ください。

3. 化粧品の品目について (テキスト-P85)

テキスト掲載箇所	訂正内容	
c. 化粧品 … 1 品目 24 個以内 (標準サイズ)	現行	(品目例：香水類、口紅類、化粧水類、クリーム類、パック類、ファンデーション類、眉目類化粧品類など)
	訂正	(品目例：口紅、リップクリーム、オーデコロン、フェイスパック、アイライン、アイシャドーなど)

以上